

瀬戸市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市条例第38号

瀬戸市議会委員会条例の一部を改正する条例

瀬戸市議会委員会条例（昭和41年瀬戸市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(招集)</p> <p>第12条 &lt;省略&gt;</p> <p><u>(委員会の開会方法の特例)</u></p> <p><u>第12条の2 委員長は、委員について、次に掲</u> <u>げる場合に該当すると認めるときは、映像と音</u> <u>声の送受信により相手の状態を相互に認識しな</u> <u>がら通話をすることができる方法（以下「オン</u> <u>ラインによる方法」という。）によって、委員</u> <u>会を開くことができる。ただし、第17条第1</u> <u>項の秘密会は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>大規模な災害の発生、感染症のまん延その</u> <u>他の委員個人の責に帰することができない事</u> <u>由により委員会を招集しようとする場所に参</u> <u>集することが困難である場合</u></p> <p>(2) <u>出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補</u> <u>助その他のやむを得ない事由により委員会を</u> <u>招集しようとする場所に参集することが困難</u> <u>である場合</u></p> <p>2 <u>前項の規定により開く委員会において、オン</u> <u>ラインによる方法で出席を希望する委員は、あ</u> <u>らかじめ委員長の許可を得なければならない。</u></p>	<p>(招集)</p> <p>第12条 &lt;省略&gt;</p>

3 第1項の規定により開く委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法  
その他必要な事項は、議長が別に定める。

(委員長及び委員の除斥)

第15条 <省略>

2 前項の委員長又は委員が、第12条の2第2項の規定により許可を得て、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

(委員長および委員の除斥)

第15条 <省略>

## 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。